

第37回上海IPG会合

日時 2008年11月20日(木)

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階BallroomA

「上海 I P G 全体会合」

第 1 部 連絡事項

○司会 それでは、時間になりましたので、全体会合のほうを始めたいと思います。本日はお手元にお配りしております議事次第をごらんいただければわかりますとおり、非常に各種承認、連絡事項等が多くなっておりますので、若干駆け足になってしまいますことをご了承願いたいと思います。

それでは、議事次第のほうに従いまして会を進めていきたいと思います。

まず①といたしまして、新運営幹事、副グループ長の選任についてということでございます。

今年度 4 月から運営幹事をお願いしておりました味の素の村瀬様が先々月急遽ご帰任ということになりまして、現在かわりとなる運営幹事について、今、調整中でございます。次回には皆様にご紹介して、ご承認をいただきまして、ごあいさつさせていただくということになるかと思っておりますので、その旨ご承知おきくださいませ。

次に、副グループ長の選任でございます。本来ここは久永グループ長にご紹介いただくべきところ、本日残念ながら所用によりご欠席ということですので、私のほうからご紹介させていただきたいと思っております。

I P G も非常にメンバー数多くなりまして、運営幹事も 8 名と、今 1 人減っておりますけれども、その中で運営するに当たっての副グループ長を任命してグループ長のサポートをしていただくということで、幹事会のほうで候補を選任させていただいております。本日、皆様のご承認をもって選任したいというふうに考えます。

副グループ長の候補といたしまして、コニカミノルタの松島様のほうにお願いしたいということで、事務局、幹事会のほうでは考えております。この場で拍手をもちましてご承認いただければと思います。よろしくお願いたします。

(拍 手)

○司会 ありがとうございます。それでは、松島様、一言ごあいさついただけますでしょうか。

○松島 コニカミノルタ(中国)投資有限公司の松島でございます。私の上海 I P G 副会長のご承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

私ども中国でビジネスを行っている企業といたしましては、いろいろな課題があるかと思っております。そのうち知財の切り口で申し上げますと、皆様直面している模倣品対策、これが一番大きな問題かと存じます。この問題を少しでもよい方向に向かうように、皆様と力を合わせて一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。(拍手)

○司会 松島様、よろしくお願いいたします。

それと、9月、前回の会合の際にご紹介させていただきました、その時点でのもう1方の幹事といたしまして、前回残念ながらご欠席されましたので、今日改めましてご紹介させていただければと思います。

旭化成の今村様でございます。一言ごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○今村 ご紹介いただきました旭化成の今村でございます。このたびご推薦をいただき、また前回、私は欠席いたしました。ご承認をいただきまして、今回運営幹事のお仲間に入れていただくことになりました。

旭化成も中国で現法を約20社ほど、それから中国向けの輸出も含めて約1,500億円ぐらいの売り上げを持っておりまして、そのうち幾つかの製品では模倣品もありますし、それからいろいろな知財関係の問題も抱えております。もちろん自社のこともございますが、日本企業、皆さんのこういった活動が活発になりますように、ほかの運営幹事の皆さんと力を合わせてやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○司会 今村様、ありがとうございました。

そうしましたら、次の議題に移りたいと思っております。

また、今回5社の新規メンバーの方がいらっしゃいますので、それぞれ一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。

まず、バンドー化学の富田様、前のほうで一言ごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○富田 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりましたバンドー化学の富田でございます。

私は上海に駐在をしておりますけれども、当社は伝動ベルトで中国に拠点としては香港も含めて4拠点ございます。なかなか模倣品については非常に我々も頭を痛めているということもございまして、今回お仲間に加えていただきまして、我々もいろんなことで勉強をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○司会 富田様、ありがとうございました。

続きまして、三菱鉛筆の大森様、前のほうでごあいさつちょうだいできますでしょうか。

○大森 皆様、はじめまして。三菱鉛筆の大森と申します。当社は名前のお通り、鉛筆を初めとする筆記具を作っている会社で、その筆記具を世界的に販売しています。調べてみたら9年前

の1999年に、中国の流通市場で摘発をしたというのが模倣品対策の第一歩で、それから現在まで、T S B、A I C等をお願いして、10回ほど摘発をしてきました。一昨年には北京で意匠権侵害裁判も経験してきました。ということで随分模倣品対策をしてきましたが、模倣品の状態は相変わらずかな、というような感想をもっています。そういった時に、上海 I P Gさんからお声をかけていただきまして、10月に新しく会員にさせていただきました。もう既に会員になっております同業者の方もいらっしゃいますので、協力して、また上海 I P Gのメンバーの方々のご指導をいただきながら、より良い模倣品対策を実行したいと考えております。よろしくお祈いします。（拍手）

○司会 オオモリ様、ありがとうございました。

次のシチズン様でございますが、本日は残念ながらご欠席ということで、次回改めてごあいさついただきたいと思います。

続きまして、セシール、長尾様、よろしくお祈いいたします。

○長尾 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりましたセシールのナガオと申します。セシールという会社は、皆さん、ご年配の方は一度は聞かれたことがあると思いますけれど、日本ではいわゆる総合通販、カタログ通信販売をしております。中国の方には2000年に上海事務所を設立致しました。このときは中国のほうで商品調達して日本へ送る、そのときの生産管理、品質管理という形で事務所を置かせていただきました。この度、今年、8月29日に法人、いわゆる現法を立ち上げまして、これからは中国のほうで内販事業を行いたいという形で法人化しました。

今後、我々も内販するというのであれば当然模倣品とか、こういうのに対応する必要がありますので、今回新たにメンバーのほうに加えさせていただきました。日本でも新しいブランドも幾つか立ち上げまして、化粧品の方も立ち上げていますので、これからはどんどん中国国内の内販で頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のお力をお借り致したく、よろしくお祈いいたします。

（拍手）

○司会 長尾様、ありがとうございました。

続きまして、タニタ、松井様、よろしくお祈いいたします。

○松井 タニタの松井です。よろしくお祈いいたします。

タニタは1989年、商品の量産を目的に中国に進出。1995年には独資として東莞百利達健康器材有限公司を立ち上げました。その後、2006年、百利達（上海）商貿有限公司を設立し中国国内の販路を拡大しております。今回、この会に参加させていただいた理由は、弊社商品の一つであるミニスケールの模倣品が、中国で生産され、海外で流通しており、その対策について、是非、皆様のご意見、活動をご紹介いただきたいと思います。出席させていただきました。今後ともどうか、よろしくお祈い

いたします。（拍手）

○司会 松井様、ありがとうございました。

続きまして、前回新規メンバーで、残念ながらご欠席ということでございました上海コスモ商標事務所の水野様、一言ごあいさつお願いいたします。

○水野 はじめまして。上海コスモの所長をしております水野です。どうぞよろしくお願いいたします。このたび上海IPGのメンバーとしてご承認いただきまして、誠にありがとうございます。私どもが上海コスモを今年の3月、現法として立ち上げましたのは、東京の特許事務所のほうで中国の出願系の案件と、それからエンフォースメントがたくさんございまして、特に出願系で中文明細書の翻訳誤訳の問題、それから翻訳の抜けの問題がかなりあるということを感じておりました、ここを何とかしなきゃいかんということで、現在、上海コスモのほうでは中文明細書の翻訳者を集めて翻訳作業を行っています。やはり誤訳の問題が発生するのは、優先期間との関係で、大手事務所の場合、依頼件数が多いということにも起因してまして、発明内容、技術内容を翻訳者にきちっと説明した上で翻訳作業にかかってないということを感じております。そこを解消するために、現在東京に半分勤務してまして、上海に半分勤務してあります。また、もともと企業で模倣品対策を長年やっておりましたので、模倣品対策の問題も含めまして、上海IPGのメンバーの方々に何らかのサポートができればいいなと、また教えていただければいいなと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○司会 水野様、ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして議事のほうを進めていきたいと思えます。

③といたしまして、模倣品水際対策ワーキンググループの活動報告ということでございますが、前回までワーキンググループのグループ長をお務めいただいておりますキヤノンの小澤様をご帰任されまして、新たなグループ長としてYKKの石川様にお願いしているところでございます。石川様のほうからごあいさつと簡単な活動報告のほうをお願いしたいと思います。よろしくよろしくお願いいたします。

○石川 22008年10月からキヤノンの小澤さんの後を受け、水際ワーキンググループのグループ長を務めさせていただいておりますYKKの石川です。よろしくお願いいたします。

弊社は2007年3月に税関登録をして、税関での模倣品の水際対策を行っておりますけれども、まだまだわからない部分があり、勉強中ですので、皆様と一緒に勉強をして、更に良い活動をしていけたらと思っております。

水際ワーキンググループですけれども、2005年に発足してもう3年ほど経っておりますが、

メンバー企業ももう20社を超え、また活動範囲もどんどん広がってきておりますので、2008年10月、今回から幹事4名体制で活動を始めております。私はYKKの石川ですけれども、日産の樋分さん、パナソニックの何さん、カシオの湖城さん、この合計4名で活動を進めていきたいと思っておりますので、また皆様に水際対策で色々な情報がありましたら提供できたらと思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

続きまして、水際ワーキンググループの活動報告をさせていただきます。ちょっと座らせていただきます。

2008年度のワーキンググループ、上海IPGの前日に行われており、昨日も開催いたしました。今年度は合計4回開催しております。昨日はトヨタの加茂さんから活動事例の紹介をしていただきました。活動内容として、税関へのセミナー活動もあわせて行っておりますけれども、今年5月から11月まで6回、5カ所の税関に対してセミナーを開催しております。お手元の資料の資料2と資料3に南寧税関と昆明税関の開催報告がありますので、皆さん、目を通していただけたらと思います。

こちらの南寧税関と昆明税関へ行き、感じたこととして、この2つの地域、広西チワン族自治区と雲南省ですけれども、ベトナム、あとミャンマー、ラオスと国境を接しているということもありまして、またかつ広い範囲の省と自治区になっており、昆明税関でセミナーを開いた際に、1人、私は10時間かけて車でやってきましたという方もいらして、すごく広いエリアで活動しており、またそれにあわせて当然私たち権利者側もそのような広い範囲で権利保護していかなくてはいけないということで、水際対策も難しいかと思いつつも、皆様真剣に話も聞いていただき、色々な意見を話していただけたので、今後の活動に役に立ったのではないかなと思っております。

また、税関セミナーとは別に対話会というのを開催しております。これは税関の担当の方と面と向かって色々な意見交換をしておりますが、5月に深セン税関との対話会を開き、先日11月18日、今週の火曜日ですけれども、上海税関との対話会を開催しております。上海税関との対話会では、法規処の処長さん、あと知識産権科の科長さん、副科長さんの3名が参加され、色々活発な意見交換、権利者側からの質問に対しても丁寧にお答えいただき、良い意見交換ができたのではないかなと思っております。

今後の活動予定ですが、まず12月2日にWCO主催のワークショップがあり、そちらに対してワーキンググループからパネルディスカッションに参加するという形になっております。また、12月5日に深セン税関との、5月に1回対話会を開いておりますけれども、その第2回目

の対話会を開催する予定となっております。その後の予定は1月に金華税関、温州税関との対話会を予定しており、その後、天津税関、ウルムチ税関、今年の1月にも開催しましたが、税関総署との対話会を今後開催できたらと思っております。

以上です。

○司会 石川様、ありがとうございました。

続きまして、農薬ワーキンググループの活動報告につきまして、津田様のほうからお願いしたいと思います。

○津田 薬ワーキンググループの津田でございます。

ワーキンググループ全体の活動は、今年度の終わりに総括し、ご報告させていただきますが、本日は私ども農薬ワーキンググループが、ジェトロの展示会の模倣品調査に参加し、この10月に長春で開催された農薬の見本市の調査状況について報告をさせていただきます。これは、農業部が毎年主催する農薬/農薬機械の見本市で、過去3回、私ども調査を続けてまいりました。厦門、そして寧波、そして今回は長春でございます。前回までの経験から、この見本市で展覧会で実際に違反品があるということだけでなく、実際に現場で違法品が発見されれば直ちに、行政執行をいただくという事前の準備が必要ということを申し上げました。今回についても事前にJETRO様とともに、吉林省、省のA I C、そして長春市のA I Cを訪問し、実際に違法品が発見されたときにはぜひ摘発いただくよう要請しました。これは何度も申し上げていますように、2006年1月に商務部が展覧会における知的財産権の保護、この通達を出しておりますので、当局の皆さんは国の法律がございますから、積極的に協力していただけるとの背景があります。

また、現場で共催する地元の農業局には、実際に違反があれば執行しますよという事前の連絡とか、その趣旨の手紙もおきました。あわせて主催者である農業部にもその旨連絡し、あらかじめ了解を得ました。その背景には、過去2回、3回の見本市で違反の事例がかなりあり、それぞれに警告状を送りましたが、半分ぐらいが住所不明で返ってくるという事態がございました。これが民間主催の展覧会であれば起こりうると思いますが、政府主催の見本市で、氏素性のわからないと言ったらおかしいですが、そういう違反者が堂々と参加していることが問題であり、農業部に陳情書を何度も出してまいりました。今回、農業部からは、私どもが提出したブラックリスト（違反者リスト）を全部チェックしましたとの説明がありました。

お手元の資料、ここにございますが、これはこの間の第24回の長春市での農薬見本市の案内状です。このパンフレットの中には、重要公告として今回出展する人は知的財産権を保護し、

法律を遵守するようという通達も入っております。今回、全部で8件の違反が見つかりました。これらは再犯ではありません。新たなものです。そして、実際に長春市の公平交易局のお役人は8件のうち7件について現場執行を実施しました。このように調査を実施し、そして違反があれば、直ちに現場摘発という、最初から終わりまでのストーリーが成り立つような調査・摘発結果となりました。以上でございます。

○司会 津田様、ありがとうございました。

続きましてこれまでここ2カ月の間に開催されました各種イベントの開催報告及びこの先の開催計画を簡単にご紹介させていただきます。

まず、お手元の資料6番といたしましてお配りしてございますが、上海ハイテクパーク視察ツアーというのをIPGとして開催しております。時間の関係でご報告は割愛させていただきますが、資料をごらんいただければと思います。

続きまして、南通市工商行政管理局向けの真贋識別セミナーを開催しております。これについては、セミナーにあわせて工商局との協力のもと、市場検査等を実施しておりますので、その辺につきましても参加された幹事の福永様のほうからご紹介いただきたいと思います。

なお、お配りしております資料8のほう、若干印字がずれて見にくくなっております。申しわけございません。

それでは福永様、お願いいたします。

○福永 重機中国の福永です。南通市で行われましたイベントについて報告させていただきます。セミナーのほうについては資料7のほうをごらんください。

セミナー後に参加企業の中からミシン関係の企業2社、事務機器・消耗品関係の企業様4社、それぞれ2グループに分かれてミシン市場、事務機器・消耗品市場へ向かいました。どちらのグループにも南通市工商局の担当者及びその市場地域を管轄する分局の担当者が同行し、現場で数店舗に入り、にせものを発見した店舗ではその場で取り締まりを行いました。工商局の担当者のほうも店のパソコンの中のデータを調べるなど、非常に真剣な取り締まりを行っていただき、企業のほうも現場取締官の真剣さを肌で感じられたかと思えますし、AIC担当者のほうでも我々企業の真剣さを感じ、取り締まりの参考というか、業務の参考にさせていただいたかと思えます。詳しくは資料のほうをご覧ください。以上、報告とさせていただきます。

○司会 福永様、ありがとうございました。

次に、中国知財法勉強会、これは主にメンバーの皆様の中国人のスタッフ向けに中国語でやっている法律の勉強会でございます。毎回IPG全体会合の翌日開催しております、また明

日も開催されます。資料9としてその案内のほうを配付させていただいておりますので、ごらんいただきまして、まだお申し込みでなくともご興味おありの方は帰り際にでも事務局のほうに一言お声がけいただければと思います。

続きまして、上海市質量技術監督局向け真贋識別セミナーですが、こちら昨日ですか、既にIPGメンバーの皆様にご案内のメールをお送りさせていただいております。12月12日に開催予定となっております。資料等ごらんいただきまして、ご参加をご希望される方はお申し込みいただければと思います。

なお、上海市質量技術監督局との間、セミナー開催等も含めていろいろ話をしている中で、江蘇省、浙江省、上海市の質量技術監督局が中心となりまして、中外ブランド保護協作ネットというのが数年前に設立されておまして、例えばそのネットに企業として加盟していただくことで情報連絡ルートを円滑し、模倣品対策に活用するなど、そういった目的で作られたものなので、ぜひ参加しないかという話がありました。これについてはまだ詳細が不明ですので、今、幹事会等で詳細を確認しておりますので、また皆様にご案内するかもしれません。その際はまたよろしく願いいたします。

続きまして⑥、IPG連携会議というのが先日シンガポールのほうで開催されました。ご承知のとおり、東南アジア、またインド、ロシアも含めて、今IPGの活動というのが広がっております。そういった東南アジアのIPGの方と中国のIPGとの交流の機会ということで、第1回目の会議開催となったんですけれども、そういった会議も開催されたということをお読みになってご参考にいただければと思います。

続きまして、展示会調査の申し込み状況についてということで、また先ほど津田様のほうから一つの事例としてご紹介いただきましたが、今年度も既に皆様に展示会調査のご案内をしております。現在の申し込み状況を資料12としてお配りしておりますので、ご参考にさせていただければと思います。

次に、IPGベストプラクティスアワード2008選定基準及び開催に向けた準備の進捗についてということで、簡単に私のほうからご紹介させていただきます。

今年の4月に上海国際会議中心で行われました中国知的財産権ハイレベルフォーラムの晩餐会という形で、ベストプラクティスアワード2007の表彰の式典を開催いたしました。本日ご参加の皆様の中でも多くの方がそちらの式典にご参加いただいていると思います。また来年も開催するというので、事務局、幹事会、グループ長会議等をベースに、中国政府と現在調整を進めているところでございます。

昨年との変更点のみ簡単にご紹介させていただきますと、昨年はハイレベルフォーラムの晩餐会ということで開催いたしましたけれども、来年につきましてはハイレベルフォーラムとは切り離して開催ということになります。開催の形式等についてはまだ未定のところがございますので、決まり次第ご案内させていただくことになろうかと思っております。また現在、その案件の募集・選定に向けた選定基準の策定を、上海・北京・広東 I P G の幹事メンバーを中心に議論しておるところでございます。選定基準が決まりまして、その案件の募集ということで改めて皆様にご案内させていただくことになるとは思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、案件選定に当たりまして、昨年度は1つの案件、案件ごとの、案件ベースで選定をするという形で行いましたけれども、2008につきましては非常にすぐれた協力をしてくださった当局をベースに選定をするという方向で検討をしておるところでございます。

いずれにしても、中国政府との調整を含めて今準備を進めておるところでございます。来年も積極的なご参加をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、江蘇省 T S B とのブランド保護連携フォーラム、今年度の事業の進捗状況についてということで、こちらは資料の13番をご参照いただければと思います。詳細な説明は時間の関係で割愛いたしますけれども、特に消費者啓蒙活動につきましては、来年3月15日、世界消費者権益保護デーに合わせて、中国各地でもいろいろな消費者保護イベントが開催されますけれども、これに I P G として積極的に参加してはどうかということで、今、江蘇省の T S B と話をしております。これは恐らく1月ぐらいに詳細が決まり次第、皆様にご参加の案内をさせていただくことになるとは思いますので、またその際はよろしくお願いいたします。

駆け足ですが、続けさせていただきます。続きまして、ブランド保護連携フォーラムの長江デルタ、長三角と通称で呼んでしまいますけれども、長江デルタ地域への拡大について、こちらについて運営幹事の林様のほうからご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○林 お手元の資料14の「長江デルタ質量技術監督局上海 I P G ブランド保護フォーラムの設立について」の資料をごらんください。もともと背景は、2007年4月に江蘇省 T S B と上海 I P G ブランド保護連携フォーラムというのを設立し、その中で主に模倣品対策活動を中心に活動を行っておりました。設立の当初からこの活動をより広い地域（江蘇省以外）に拡大していくという考え方があり、その一つとして長江デルタ地域、具体的に言いますと上海市と浙江省に広げていくということを考えておりました。このたび2省、上海市、江蘇省、浙江省の T

S Bからもこのような活動に対して前向きという回答も得ておりますので、連携フォーラムの設立を目指してやっていきたいと思っております。

資料の中にもありますが、設立に伴いまして定款を結ぶ予定です。その定款の中にはI P Gメンバーのメリットになるような項目を盛り込んでいきたいと考えております。

この活動に関しまして、この全体会合をもちまして皆様のご賛同の可否について確認をしたいと思っております。ご賛同いただける方は拍手で承認のほうをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(拍 手)

○林 ご承認いただけたということで今後進めます。実際の定款等を今後詰めていくと共に、来年4月をめどにこのフォーラム設立の総会をしたいと考えておりますので、そのときはぜひ皆さんも参加のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○司会 ありがとうございます。また今後進展、進捗がありましたら、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、I P G－I I P P F意見交換会開催報告及びI I P P Fとの今後の連携についてということですが、先ほどもピックアップ講座のほうで別所様、小菌江様のほうからI I P P Fの概要及びI P Gとの連携のお話をさせていただきました。今、幹事会ベースで上海、北京、広東合わせてI I P P FとI P Gの連携の方法、具体的な活動も含めて議論させていただいております。それにつきましてご紹介させていただきますとともに、その方向で進めてよろしいかということの皆様をのほうからご承認いただきたいと思っております。

こちらのご説明のほう、副グループ長の松島様にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松島 コニカミノルタ(中国)投資有限公司の松島です。

お手元の資料15をごらんください。表題は「I I P P FとI P Gとの連携について」です。まだ案の段階です。資料が厚い事と時間の関係で、ポイントのみかみ砕いてご説明します。

最初に連携の趣旨についてご説明します。先ほど小菌江様と別所様からピックアップ講座でご説明があったように、I I P P F (国際知的財産フォーラム)は上海I P Gと同様に、模倣品、海賊版などの海外における知的財産権侵害の問題の解決を目指す企業・団体の集まりです。I I P P Fは我々上海I P Gが意図している事と方向性が同じであるため、I I P P FとI P Gの両者が連携することは、一口で言えば投資効率の向上を図るという事です。

次に、両者の位置付けと機能に関してご説明します。1 ページ目の下ほどにある図をごらんください。この図にありますように、私ども I P G の企業は、いわゆる現場で現実にプレーを行っています。I I P P F の方は、この一番右側のところにあるように、日本政府と業界団体がバックに控えております。私ども I P G としては、I I P P F さんをうまく活用して模倣品を少しでも無くしたいという目的があります。その為の場と機会を I I P P F からご提供頂くと共に、I P G から言えないようなことを、I I P P F を通して中国政府に言ってもらう事があります。

次は2 ページ目、中長期目標の共有です。これは4 つほどございます。目標の1 番は、模倣ビジネスをしにくい環境の実現、つくらせない・売らせない・買わせないであります。それから目標の2 番目として、模倣品対策従業者の意欲向上、当局による自発的な取り組みの恒常化。3 番目といたしまして、制度のすき間を突く巧妙な手口に対応できる制度構築・運用の実現。目標の4 番目として、中国における知的財産権保護意識の高揚と消費者の安全・安心の確保であります。こういった中長期の目標を共有して活動を行っていく事があります。

次に具体的な活動と基本コンセプトを同じく下のほうにある図に基づいて説明いたします。

現場責任者の立場から言いますと、現状は、調査会社、当局及び模倣業者からなるエンジンがあり、これに我々日本企業が資金が、これがガソリンみたいなものですが、投入され、このエンジンがぐるぐる回っている状態であります。ですから、これをどうやって断ち切るかと言うと、この下にあるように、人及び物のコントロール、この2 つに行き着きます。

人のコントロールとは何かというと、模倣をやっている業者に対してどうやって止めていただくかと言う事です。それは一度摘発したら再犯は行わない事であります。再販防止の一番具体的な手段として、現状は刑事訴追が考えられますが、これがだめな場合には行政罰を強くする事が有ります。このために右側のほうに連帯責任並びに広報・啓蒙活動及び意欲の向上が有ります。即ち、消費者に対しては啓蒙・広報活動並びに法執行当局に関しては押さえることによって彼らの業績向上につながる事であります。物のコントロールは介在する模倣品を断ち切るということで、一番右の下の方にありますように、押収した物品の廃棄の徹底を行う事です。

次が連携の方法です。次のページをおめくりください。具体的な活動といたしましては、これも図を中心に説明いたしますが、大きく言って3 つの活動があります。即ち、I I P P F の独自活動、それから I P G の独自活動、両者が協働で行う共同の活動です。具体的な I I P P F の独自活動は訪中ミッションです。これは先ほどご説明があったかと思えます。それから、

我々 I P Gの方で主体的にやっているのが、当局向けの各種セミナーです。ここれらの活動をもう少しブレークダウンして、具体的にこれからやっていく事は、定期的な会合の実施と情報の共有です。定期的な会合の実施に関しては、昨晚も行いましたが、もう既に数回行っております。まず、共同活動の実施です。これは一番下の図になりますが、この活動の前提条件として、中国企業対日本企業ではなく、模倣業者対日本政府、中国政府並びに中国企業及び日本企業といった形の前提条件をつくるとであります。

次のページをおめくりください。

目的、目標達成の具体的な手段、これについても今議論を行っています。I I P P F 訪中ミッションでの建議確認並びに中央政府との協力活動、それから地方政府との協力活動、が3つの大きな柱になります。3番目の地方政府との協力活動はもう既に始めています。ジェトロ上海の宮原さん、森永さんが精力的に進めていただいている江蘇省フォーラムです。

1番目の訪中ミッションに関しては、先ほどご説明がありましたように、既に実行されていますが、さらに一歩進んだ形で次に何をするかということです。次のページをおめくりください。実施項目と書いてありますが、これは中国政府に何かを言うにしてもクレームの前提となる法的根拠並びにエビデンスが必要となります。そのためにここに書かれている7つの項目に関して調査を行うかどうかの議論を行なっています。1番目が悪意の先駆商標対策、2番目が企業名称抵触対策、3番目が商品形態・模倣巧妙化対応に関する見解統一、4番目が処分の是正ルート、論点確認ルートの構築、5番目が分業化対応研究、行政処罰強化に関する見解統一、6番目が背景に関する制度研究、7番目が質量技術監督局の権限確認です。専門的な言葉が多くてわかりづらいかと思いますが、こういったことに関して調査の是非を議論している所です。以上が連携の趣旨並びに方法でございますが、以上ご説明した連携の趣旨及び方法について皆様のご承認をいただきたいと存じます。

第2部 講演会

○司会 次に、化粧品ワーキンググループメンバーでもございます幹事の岩間様のほうから背景、趣旨等ご説明いただき、あわせて講演1の部分がご提案の具体的な内容のご紹介ということになっております。これにつきましてご説明いただいた後に、こういった趣旨での立法提案をI P Gのワーキンググループとして政府に対して行うということにつきましても、また皆様からご承認いただければと思います。

それでは、岩間様、よろしくお願いたします。

○岩間 カネボウの岩間でございます。それでは、背景説明をさせていただきます。

資料といたしましては、お手元の資料では16番に、簡易版でございますが、立法提案の簡易版というものがございます。また、そのつづりにパワーポイント資料もあわせて添付されておりますので、ごらんいただけたらと思います。

ここに至ります経緯といたしましては、化粧品ワーキンググループは昨年7月に結成をされまして、参加企業は当初はファンケル、ホーユー、コーセー、資生堂、花王、カネボウの6社でございました。その後、ピアス、ノエビア、マンダム、メナードの4社が加入いたしまして、今は10社で運営をしております。活動といたしましては、2カ月に1回の定期会合を実施するとともに、共同での市場調査、あるいは広東省、白雲区、浙江省などの当局への訪問、またインターネットのウェブ主催者であるタワーネットへの訪問等、そういった活動を行ってまいりました。

昨年7月に開催いたしました第1回目の会合の際に、現状参加企業が抱えております、あるいは直面しております問題点を整理・確認いたしましたところ、模倣品問題に関しましては店舗販売、店舗における模倣品販売とともに、現在インターネットにおける模倣品販売というのが年々大きな問題になっているということが共通認識としてわかりました。インターネットにおける化粧品販売は、B to C、C to Cが主でございますが、その取引の90%以上が問題のある取引、すなわち模倣品、あるいは並行輸入品ですとか、要は正規のものでない、そういったもの、ほとんどが模倣品、粗悪品でございます。

規模的に申しますと、2007年、昨年のデータでございますが、インターネット販売の市場は全体で594億円と言われております。これは日本円でいいますと9,000億円から1兆円近くでございますが、その中で化粧品はアクセサリーと合わせたジャンルで販売金額では第3位の品目でございます。

例えば、最大手のウェブサイトでありますパウバウネット、これは昨年2007年に433億円、ですから約6,500億円の販売がネット上であったようでございますが、その中で化粧品は26億円、約400億円ございました。一昨年の2006年が10億円ですので、2.6倍に伸びているということでございます。恐らくことはまたさらに伸びていることと思います。400億円のうちの90%以上が問題のある商品ということでございます。

このような状況下で、ワーキンググループを結成いたしますまでは各社が個別ににせもの販売業者をたたいていた状況でございますが、それぞれやはりインターネット販売における問題点というのは、店舗販売における模倣品販売とはまた違った独特の問題があるというふうに感じておったわけでございます。例えば、インターネット販売の特徴ある問題点といたしまして

は、現在、中国ではインターネット取引に対応した専門の法律がない、あるいは取り締まるに当たって関係する部門が多い割には各部門の責任が明確でない、あるいはウェブ主催者には販売者を審査する義務がない、また販売者に対する情報を公開する義務がないといったことがありますので、販売者の正体が非常につかみにくくなっております。また、バーチャルサイトでございますので、匿名性が高く、その割にコストが大変安いため、またサーバ移転も容易でありますので、取引記録もつかみにくいということもございます。ということもあって、証拠集めが大変困難で、法的責任追及が難しいという問題に直面しておったわけでございます。

こういう問題を改善するに当たりまして、ワーキンググループといたしましては、一つはウェブ主宰者との関係強化によりまして、出品に対する規制や削除要請をしやすい関係づくりを目指しまして、それに取り組みましたが、やはりそれだけでは限界がある、十分でない。ついでには、ここはやはり政府、あるいはマスコミ、そういったものも巻き込むことが必要であって、特に政府に対しては何とかしてくれと言うだけではなくて、現在はインターネットを規制する専門法がありませんので、現状を踏まえた法律案を提案するところまでやってみようということになりまして、今回の提案に結びついたものであります。

したがって、作業としてはワーキンググループで約1年をかけてまいりまして、基本的な方向は我々ワーキンググループが決めまして、具体的な立案作業はこの後説明を担当していただいております華誠法律事務所をお願いしております。また、政府への提案に当たりましては、我々日系メーカーだけで提案するよりも、化粧品業界全体として、全体の動きとして提案するほうが効果的であろうと、そういうふうに判断いたしまして、昨年末、中国化粧品工業会に働きかけまして、業界の運動として位置づけられるように図りました。具体的にはことしの5月に中国化粧品工業会主催によりまして、日系企業、欧米企業、中国企業が集まって、模倣品対策に関する会合を行いまして、11月に政府関係部門にも出席してもらい、シンポジウムの会合を開催し、そこで日系企業グループ、欧米企業グループ、中国企業グループがそれぞれ役割を担当して、問題点の指摘と改善提案を行うことを決めまして、我々日系企業の化粧品ワーキンググループはインターネット問題に関する問題点の指摘と立法提案を担当するという形にいたしました。そのシンポジウムがあした北京で開催されまして、今から華誠法律事務所から説明いたします立法提案を我々からする予定になっております。

以上が背景の概略でございます。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

そうしましたら、講演1の部分になりますけれども、華誠法律事務所の徐申民先生のほうか

ら本立法提案の具体的内容についてご紹介いただきたいと思います。

講演（１）化粧品業界によるインターネット上模倣品対策に関する立法提案について

華誠法律事務所

パートナー・弁護士・弁理士 徐 申民

○徐 皆さん、こんにちは。今日、私は上海 I P G 化粧品ワーキンググループのプロジェクトを担当している皆様を代表して、ここでご出席の方々にインターネットにおける化粧品模倣品対策に関する立法提案の作成経緯及び主な内容を報告することとなりました。時間には制限がありますので、ポイントだけ説明させていただきます。

中国では30年間の改革開放によって、化粧品の製造、販売分野に巨大な変化がもたらされました。1978年に比べると、今の化粧品の販売総額は何と342倍も増加しています。しかし、このような大きな発展に伴い、化粧品産業に対する非常に大きな脅威も顕れてきています。それは化粧品への権利侵害です。つまりニセモノと劣悪化粧品の流通です。ニセモノと劣悪化粧品の流通がいろんな形で顕れてきていますが、中でも一番大きな脅威となるのはインターネットを利用した権利侵害品の販売です。

インターネットが普及する今、中国では、インターネットは人々の生活と切り離れができない一部となりつつあります。そしてインターネットを利用した電子商取引は新たな経済活動として現れてきており、若者の間でよく利用されるようになりました。インターネットにおける化粧品とアクセサリの流通量についてですが、中国のインターネット情報センターの調べによれば、電子商取引商品のうち、3位と位置付けています。流通量の大きな商品であるといえます。しかし、流通されている化粧品のうち、90%以上はニセモノであることが驚かされます。そしてニセモノに対する中国の消費者、権利者からの苦情が後がたちません。

化粧品を買う人はほとんど女性です。ニセモノの化粧品を使うことで、健康に被害をもたらす可能性が大きい。消費者が中国の政府機関に申し立てることで、インターネットにおける劣悪化粧品の販売に対し、摘発をしてもらうことが難しいので、被害の拡大を抑制できません。それだけではなく、ニセモノと劣悪化粧品は、製造者、権利者の商業信用にも、そして国の税収や社会の経済秩序にも大きな被害を与えています。権利侵害化粧品の販売を摘発する中国の政府機関は、工商管理局のほか、公安局なども挙げられます。工商管理局と公安局は、ほとんどの場合、権利者から情報提供又は通報があってから法執行手続を発動しますが、積極的に摘発するという姿勢が余りないようです。

また、政府機関が法執行をするのは、一般に権利侵害額が比較的に大きなもの、あるいはその情状が比較的に重大な場合に限られます。インターネット上の権利侵害化粧品の販売量に比べ、摘発率がごくわずかです。つまり、現状では、インターネットにおける化粧品権利侵害行為をしっかりと規制できていません。

権利侵害化粧品電子商取引を営む者の行為特徴についていえば、一つとしては、ほとんどの場合、デッドコピーです。正規品を完全にデッド・コピーし、消費者に権利者が製造する真正品であると誤認させることで、不法利益を獲得しようとしています。インターネットにおける化粧品のデッドコピーが氾濫する原因がどこにあるかについて、我々上海IPG化粧品ワーキンググループは、中国の関連法制度には、化粧品電子商取引に対応した専門立法がなく、同分野を規律する各法律、規範文書には空白が存在ことを認識しており、そして権利者救済に法的根拠を満足に提供できないため、化粧品電子商取引に対応した立法は喫緊の課題となることを考えております。

電子商取引に関連のある4部の法律は、現行中国法制度に散在しています。ほとんど商標権侵害に係る事件で、商標法が適用される場面が多いため、まずは商標法とその実施条例です。そして商標法を適用するときはやはり工商管理局経由の摘発が多いようです。次は民法通則です。民法通則の中では、共同侵害の場合、連帯責任を問うとの規定が定められています。共同不法侵害、たとえば権利侵害につき、電子商取引を営む者と特定電気通信役務提供者との間に何らかの関係がある場合、この規定に基づいて、特定電気通信役務提供者に対し、責任を追及することができます。

最後にはインターネット情報役務管理弁法です。同法第16条は、特定電気通信役務提供者は、伝送が禁じられている9項目の情報を発見したとき、削除のほか、関連記録を保存し、且つ、国の関連部門に報告しなければならないことを規定しています。つまり、特定電気通信役務提供者は、発信される情報が権利を侵害していることをわかった場合、削除義務を負うと規定されています。

このような現行法が存在しているにもかかわらず、インターネットにおける知的財産権侵害行為がなかなか摘発されない背後には、いくつかの理由があるからです。まずは、電子商取引のコストが低く、隠蔽性が高いゆえに、一個人でも身分が明かされることなく簡単にできるからです。次には、現行法では、権利侵害商品電子商取引を営む者に対し、情報公開義務を課していません。事実、今、模倣品を販売している人又は会社のほとんどは架空の身分情報で行っています。摘発するときには、まずは販売者を特定する必要がありますが、正確の情報が公開

されないため、なかなか特定できません。第三には、電子商取引の主管部門が多い割には、工商局、食品薬品监督管理局、衛生部門、そして品質監督検査検疫部門が専属管轄が決まらないため、権利侵害者家宅捜査、特定電気通信役務提供者に対する削除命令そして品質に問題がある権利侵害化粧品の没収・廃棄命令が誰によって行われるかは必ずしも明確ではありません。最後には、現行法では、特定電気通信役務提供者は注意義務が課されていないのも、一つの理由として挙げられます。

以上、現状分析及び現行法について検討しました上で、上海 I P G 化粧品ワーキンググループでは、日本、アメリカ、EUを中心に、各国の関連立法及び判例を収集し、比較法の観点からさらに分析を行いました。そして各国法制度から中国の関連立法に参考となるような内容を立法提案に盛り込みました。

侵害を直接的に受ける消費者と化粧品企業は、摘発困難な現状においても、いろんな形で積極的に自主救済を講じています。しかし、前述した通り、現行法では特定電気通信役務提供者に対し注意義務を課していないため、権利者は自ら権利侵害情報を収集する必要があり、また、取締が権利侵害化粧品販売者一人一人に対してしかできず、大量な権利侵害に対応し切れません。そしてインターネットという特殊な環境において、行政法執行部門による積極的な摘発がない状況では、根元から権利侵害化粧品を効果的に抑制できません。上記状況に対応するため、化粧品会社は現在、例えば大手特定電気通信役務提供者と覚書を締結し、長期的な協力関係を作ることで、特定電気通信役務提供者が協力の上、権利侵害情報の削除、権利侵害化粧品の摘発を試みたり、焦点を合わせた権利侵害のモニターリングを行っていたりしていますが、かかるコストが高い割には効果が低いため、自主救済そのものには限界が見えてきています。

そこで、化粧品業界からは、化粧品工業全体の健全な発展を保障するため、政府部門に、インターネットにおける権利侵害、偽物劣悪化粧品の流通を根元から抑制すべく、部門規章など立法の角度から、消費者保護を講じるよう求める動きがありました。

その呼びかけを反映したものは、今回上海 I P G 化粧品ワーキンググループが企画したインターネットにおける化粧品模倣品対策に関する立法提案です。

立法提案では、6つの提案がされています。まずは、工商登記の強化ですが、先ほど紹介しました通り、従来では、工商登記がなされないがゆえに、販売者に対する政府の最も基本的な監督管理が欠如し、化粧品電子商取引市場において偽物劣悪化粧品が氾濫し、登記逃れによる国の税収の損失等の問題を引き起こしています。これに対処するため、立法の形式で化粧品電子商取引を営む者が工商登記をしなければならない旨の規定を設け、基本的な監督管理体制を整

えるべきであると考えます。

第2は身分情報公開制度、つまり実名登録制度を設けることです。現状ではそういった実名登録制度がないため、架空情報での電子商取引が多く、権利侵害化粧品が氾濫し、権利者そして消費者が権利救済をする際、相手をなかなか特定できなかつたのですが、身分情報公開制度を設けることで、政府部門が身分情報の入手とこれに関する監督管理を容易に行えると同時に、消費者と権利者も権利救済活動をより利便に展開できましょう。

第3は特定電気通信役務提供者の権利侵害情報削除義務を設けることです。権利侵害が明白な商品販売情報については特定電気通信役務提供者に事前削除義務を負わせると同時に、権利侵害が明白ではない商品販売情報についても、警告書等で削除通知を受けた後、特定電気通信役務提供者は、これを直ちに削除しなければなりません。

第4は化粧品電子商取引記録の保存と提供義務を特定電気通信役務提供者に課すことです。権利侵害行為を摘発するとき、訴訟するときには、そういう情報と証拠の調達ができるようにするため、同義務を設定しなければなりません。

第5は資金監督管理を強化することです。電子商取引の場合、資金取引のほとんどは電子決済によってなされています。これを管理する電子決済役務提供者に資金の監督管理義務を負わせることで、処罰または権利侵害訴訟のため、法執行可能な資金源を提供できます。

最後は刑事、民事及び行政の処罰を強化することです。知的財産権侵害行為に対し重罰を科すことがより効果的に権利侵害行為の多発を抑制できると考えられます。今までの行政罰そして刑罰訴追基準を設ける現行法の規定は、伝統の権利侵害を想定した上で定められたものであり、インターネット上の権利侵害行為、とりわけ権利侵害実態が深刻な権利侵害商品電子商取引の特徴そして実情に適合するとまでは言えません。そこで、インターネット上の権利侵害行為の特徴に合わせ、刑罰の基準を低くする必要があるほか、権利侵害化粧品電子商取引についていえば、少なくとも常習犯の場合、当局の捜査に協力しない場合、侵害行為を起こした後逃げた場合、販売する化粧品が人体の健康に影響がある場合等には重罰すべきであると考えます。

上記6つの提案に基づいて、上海 I P G 化粧品ワーキンググループは「化粧品電子商取引管理弁法（草案）」を作りました。草案は全6章、計39条からなり、関連立法を促す目的で中国香料香精化粧品工業協会を通じて中国の関係政府機関に提出する予定です。草案が化粧品電子商取引を中心に作成されていますが、実際に立法する運びとなった場合、中国政府は、化粧品だけではなく、電子商取引全体を視野に入れて、立法するのではないかと思います。

以上、時間ですので、私の報告はこれで終わります。ご清聴ありがとうございました。

○岩間 どうもありがとうございました。

今、概略の説明が我々ワーキンググループが提案しようとしておる内容でございますので、もし皆様のご承認をいただけるようございましたら、あした北京におきまして提案させていただきたいと思っておりますので、ご承認いただけます場合は拍手をもちましてお願いをいたします。

(拍手)

○岩間 それでは、ご承認いただけたということで理解させていただきます。どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。岩間様、それから徐申民先生、どうもありがとうございました。

そうしましたら、講演の2のほうに引き続き移りたいと思います。

本日、経済産業省模倣品対策通商室のほうから分部専門官にお越しいただいております。経済産業省における模倣品対策の取り組みについてご紹介させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

講演（2）経済産業省における模倣品対策の取り組みについて

経済産業省模倣品対策通商室 専門官 分部一

○分部 ただいまご紹介にあずかりました経済産業省模倣品対策室のワケベでございます。本日は貴重なお時間をちょうだいいたしましてどうもありがとうございます。

今回テーマとしては、最近の日本政府の模倣品・海賊版対策に関する動きということで、私のほうから15分ほど簡単に最近のトピックについてご紹介をさせていただきます。

まず、我々経済産業省模倣品対策室という部署でございますが、もうその名のとおり、模倣品対策に特化した部門でございます。この部門は正式には2004年ごろに経済産業省の中にできたという新しい部門でございますが、簡単に設立の経緯について申し上げますと、皆様に模倣品の現場で戦われているというふうに承知をしておりますが、大体日本企業全体としてこの辺の模倣品の被害というのが顕在化し始めたのが90年前後あたりからというふうに承知をしております。これが大体2000年前後になりまして、企業さんも本格的に対応されてきたと。その流れの中、日本政府のほうとしても、この模倣品問題というのが日本企業に対して深刻な打撃を与えるという認識を持つようになりまして、2002年ごろに小泉元総理が本部長となり、知財戦略本部が立ちあがりまして、その中で知的財産推進計画というものが作成されるようになりました。その中の一つと模倣品対策、日本企業の知的財産保護というのが明示的に書かれまして、

そして実際の相談、模倣品・海賊品被害の相談窓口というのを、模倣品対策室の中に設置をしたと、そういう経緯でございます。

我々模倣品対策室の主な業務としては4点ほどございます。

まず1点目がやはりこの模倣品問題、当然日本の中にもまだありまして、日本では警察庁が取り締まりをしておりますが、主としてやはり中国で製造されていると。一説では全世界に流通する8割の模倣品が中国で製造されているというふうに言われております。なので、こういった中国を初め、後でご紹介をいたしますが、最近、模倣品問題は世界的な広がりを見せておりますので、中国その他、こういった模倣品被害が発生している国々との間での政府間の協議、こういった協議を通じて模倣品問題の改善を促している。これがまず1点目の業務でございます。

2点目の業務といたしましては、日本の権利者さんたちの活動を支援していくというのが2点目でございます。知財権は私権、プライベートな権利でございますので、これに対して政府は権利者さんの権利保障をサポートしていくと。その最たるものが現在I I P P Fと一緒に派遣をしております官民合同ミッションでございます。中国に対しては2002年ごろからI I P P Fと日本政府、この場合、日本政府というのは我々経済産業省のみならず、外務省ですとか文化庁、農水省、警察庁といった知財に関係する官庁が横断的に参加をさせていただいて、サポートさせていただいているという、こういった取り組みをさせていただいております。

その他3点目として、日本政府の中でいろいろな模倣品対策の、例えば中小企業の方々の調査資金を補助させていただく、調査関係でございます。経済産業省のほうでも模倣品対策に関連するもろもろの調査をしております。きょうも1点ご紹介をさせていただきますが、皆様方が権利行使をされる際に役立つような調査というのをしております。

4点目は冒頭申し上げましたように、窓口業務でございます。これは経済産業省模倣品対策室の中に模倣品・海賊版対策総合窓口というのを設けておりまして、ここでいつも相談を受け付けておりますので、皆様方、お困りのこと等ございましたら、いつでもご相談いただければというふうに思います。

以上が我々模倣品対策室の簡単な機能の紹介でございますが、今回は最近の重立った動きということで、4点ほど紹介をさせていただきます。

今スライドで映っておりますこのワードの文書でございますが、4点ほど。1点目が官民合同訪中ミッション、実務レベルの派遣結果の概要、2点目が中国知的財産権交流訪日代表団の対応結果概要、3点目が第三国ミッション、サウジアラビア、アラブ首長国連邦へのミッショ

ン派遣の件について、4点目が模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析研究会、これについて説明させていただきます。時間の関係上、すべてにつきまして網羅的に説明することはできませんので、資料をご用意させていただきました。ポイントだけ本当に簡単にざらっと説明をさせていただきますので、もしご不明の点や、さらにお伺いされたい点等ございましたら、このところに問い合わせ先として私のアドレス、電話番号を書かせていただいておりますので、いつでも気軽にお問い合わせいただければと思います。

まず1点目でございます。官民合同訪中ミッション、実務レベル結果概要についてということで、お手元の資料のまさにその題名のとおりでございますが、ごらんください。

先ほど小藺江さん、別所さんのほうからI I P P Fのご紹介がございました。一番直近の官民合同ミッションというのがこの9月に派遣をされました。その9月派遣したときの結果概要を経済産業省のほうでまとめたものでございます。詳しくはこれをごらんいただければと思いますが、今回9月のミッションにつきましては、主にエンフォースメント機関、質量局、海関総署、商標局、あとは独占禁止、反不正当竞争防止法執行局、これは昔の公平交易局でございます。農業部、公安部、知識産権局といった、こういったところを回りました。私も参加をさせていただきましたが、実務ミッション、1回目からの概要のご紹介が先ほど別所さんのほうからございましたが、今回6回目につきましては非常に向こう、中国側も積極的に対応をしていたなという印象を受けました。詳しくはそうですね、ここに書いてあるものをごらんいただければと思います。

1点だけ、公安部のところの取り組みを申し上げますと、先ほどインターネット、化粧品業界の立法提案というのを興味深く拝聴させていただきましたが、インターネット取引については公安部もものすごく力を入れているということで、実際に個別トピックとして詳細なご説明がありました。この辺はもしご興味がございましたが、細かい議事録がジェトロさんのほうにございますので、お問い合わせいただいて、ご確認いただければと思います。

あともう一つ、知識産権局のところでは保護協調司というものがこの間できました。これは今年の6月に、中国政府のほうで国家知的財産戦略綱要という総合的な知財計画を発表しましたが、これを実際実践をしていく機関として新しく設置されたものでございます。日本の知財戦略本部の知財推進事務局と同様の役割を持っているところでございますが、今後、知財関係、知財政策立案についてはキーとなる機関になるというふうに我々としては認識をしております。

次に、中国知的財産権交流訪日代表団の概要ということについてご説明をさせていただきます。

こちらは実は11月4日、今月上旬でございますが、中国の知財保護に関係する政府機関が一堂に会し訪日団というものを結成しまして、日本国のほうにやってきました、日本国政府及び日本の産業界の方々との意見交換を実施しました。今まで官民合同ミッションで、ある種日本の政府と産業界が一丸となって中国に行って話すというふうな、形の上では本当に一方的な動きであったわけなんです、今回は中国から訪日団、政府で正式に結成をして、来るということで、日本政府としても非常に画期的なものというふうに評価をしております。

この背景といたしましては、実際に日中関係、政治関係も大分良好になってきてまして、2000年当初のころは政府間で知財保護の話をしたとしても、なかなか中国政府のほうも耳をかしてくれない。特に日中関係を悪かったということもあり、こういった話を出すとなかなか話が進まなかったところでございますが、先ほど申し上げましたように、ことしの6月に中国のほうも知財綱要をつくりまして、これは日本の知財戦略大綱を参考にしたものでございまして、これをうまく実施していくために、日本の経験を知りたいということで、これが目的で来た。あとは中国政府の実際の最近の取り組みについて紹介をしたいという、主にこの2つの目的でやってきた。そういうことで、中国政府も真剣に取り組み始めたという一つの典型的なあらわれであろうと思います。

あとは国家間でも今年の5月に胡錦涛国家主席が来日され、福田元総理との会談をしまして、このときにも知財保護についてというのが文書で確認をされました。こういった良好な日中関係に基づきまして、こういった訪日団が派遣をされてきた。訪日団の代表団、面々を見ますといろんな部署が一堂に会しております。先ほどの化粧品のインターネットの問題もそうでございますけれども、最近知財問題はいろいろ複雑化をしてきているという中、こういった関係官庁が横断的に一堂に集まって議論をする、そういう話題がふえてきているように我々は認識をしております。なので、こういった一堂に来るとするのは非常に興味深い一つ出来事として、今後とも日本政府もこういった関係官庁を横断的に集めて何か議論をすると、こういう取り組みは進めてまいりたいと思います。

お手元の資料の中国訪日代表団の概要の次のところで、中国政府機関の取り組みについて、中国知的財産権交流訪日代表団、主に産業界との意見交換の概要、中国政府機関の取り組みについてと、こちらはこの資料をごらんいただければと思います。商務部、公安部、工商行政管理総局、知識産権局、法制弁公室、それぞれの最近の知財保護に向けた動きにつきまして相当詳細にご説明をいただきました。これも皆様方の業務に役立つであらうと思われまので、どうぞご確認いただければと思います。

そして3番目でございますが、ドバイ・シャルジャ出張報告という資料についてご説明をさせていただきます。

何で中国なのにドバイ・シャルジャなのかという話でございますが、冒頭申し上げましたように、現在模倣品問題、中国を中心として世界的な広がりを見せております。具体的には東南アジア、インド、ロシア、南米、こういったところに模倣品が拡散をしていっていると。これに対して日本政府としても条約をつくろうとしております。模倣品・海賊版拡散防止条約。これは今、関係国と議論をして、一気にほかの関係各国も巻き込んで模倣品・海賊版対策の体制を整えると、そういうことを目的とした条約でございますが、その条約の交渉と並行をしながら、我々もほかの国々、特に重要な模倣品の流通が多い国々に対しては直接的な働きかけを行っている。

そのうちの一つ、最近フォーカスされているところがこの中近東地域でございます。具体的にはアラブ首長国連邦。アラブ首長国連邦はご存じのとおり、7つの首長国で成り立っておりますが、特にその中でもドバイ首長国、ここがフリートレードゾーンを中心として、交易都市として発展をしてくまして、その陰で模倣品が大量に流入しているというような現状がございます。この現状に対してIIPPFの方々と日本政府との間で来年早々にミッションを派遣する予定でございますが、そのミッション派遣に先立ちまして、経済産業省で10月ごろ調査をしてくまして、そのときの出張報告書でございます。これも詳細についてはご確認いただければと思いますが、実際私、行ってまいりまして、ドバイの政府機関やサウジアラビア、シャルジャ等々の政府機関の方々と話をしたり、市場の調査を行ってきましたが、本当に多い。特に中国と、中国で製造して中近東地域でネットワークができています。中国で最近は取り締まりがきつくなったんで、例えば半製品の状態でドバイに持ち込み、そこでさらにリパッキングして、そこからまた流していく。中近東地域ですとかアフリカ、東欧といったところに流していくと。こういうような模倣形態というのがどんどん定着化しつつあります。

実際に温床になっているものの一つとして、ここにも書いておりますが、ドラゴンマートという、イメージとしてはEUのああいってモール街の小型版というふうにイメージいただければと思いますが、ドバイ政府と中国政府が共同でつくったマーケットでございます。ここに中国のあらゆるジャンルの小売業者が……（テープ反転）……温床になっているということで、実際ドラゴンマートにおける摘発の件数というのが非常に今ふえているところでございます。

今後このドバイを中心としたサウジ、シャルジャ、この中近東地域というのは、現在ものすごく量が多くて、実際皆様でも対策をとられている企業様もいらっしゃると思いますが、日

本政府としてもここの地域に対しては働きかけを強めていこうと考えております。

最後になりますが、冒頭私のほうから経済産業省のほうで模倣品対策室の4つの役割のうち調査ということを申し上げましたが、今年やっている一番大きな調査をご紹介します。これがこの模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析という研究でございます。これは平たく申しますと、模倣品・海賊版対策の費用対効果を検証する、このロジックをつくるという研究でございます。多分皆様、まさに現場でやられていて、常に直面されていると思いますが、一体どこまでやればいいんだと。費用を1,000万かけたけれども、実際効果がどれくらい上がっているのか。これを例えば予算担当の部門の方ですとか経営者の方々に説明をするときに、うまく説明ができる企業さんもあるのかもしれませんが、現在、経済産業省のほうで把握をしている状況によりますと、やっぱりそこがなかなかうまく経営者に伝わらない、経営トップのほうに知財保護活動の重要性というのがきちっと伝わっていない、こういう悩みをよく聞くようになりました。これを解消するため、少しでもお役に立てるようなということで、こういった研究会を組成しております。

お手元の、詳しくはこのパワーポイントの資料をごらんいただければと思います。日本の産業界、多分、皆様方の業種がすべて入っているんじゃないかと思いますが、それぞれの工業会の知財保護部会の部長さんクラスがこの研究会の委員に入っていておまして、大体30ぐらいの業界の方々が委員になっていただいて、そこで研究を行っているというところがございます。こちらのほうは来年2月ごろに報告書を出す予定でございまして、現在調査研究を進めておるところでございますので、もしご興味ある方、私でも結構でございますし、そういう意味では各工業会の方々がもうほとんど入っておりますので、工業会のほうにもお問い合わせいただければというふうに思います。

以上、簡単でございますが、私からのご報告を終わらせていただきます。（拍手）

○司会 分部様、ありがとうございました。

そうしましたら、時間が大分ずれ込んでおりますけれども、休憩を挟みまして講演3のほうに移りたいと思います。今、私の時計で4時40分ちょっと前ぐらいになります。講演3のほうを4時50分からの開始とさせていただきます。それまで休憩ということでよろしく願いいたします。

（休 憩）

○司会 それでは時間になりましたので、最後の講演のほうに移らせていただきます。

上海 I P G のアンケートでも中国企業の知財管理等に関するご興味がおありという声もある中で、今回、中国随一の鉄鋼メーカーであります宝山鋼鉄（バオスチール）法律事務部の陸様にお越しいただいております。バオスチールの商標・企業名称の管理についてというテーマで講演いただきたいと思います。

それでは陸様、よろしく願いいたします。

講演（3）バオスチールの商標・企業名称の管理について

宝钢集团有限公司 法律事務所 陸 俊勇

○陸 まず、本日は皆様とこの場に知的財産権に関するこのようなチャンスをちょうだいいたしまして、心から感謝いたします。我々宝山鋼鉄は設立当初から日本の技術と管理体系を導入しました会社ですので、今でも日本的な影響を受けております。先ほど日本の神戸製鋼の方とお話をしまして、大変感銘いたしております。

先ほど話の中で、日本と中国の企業はこの分野におきましては同じような問題点を抱えると感じました。これまでに当社と神戸製鋼との間にも知的財産権に関する交流活動を展開してきました。ですから、この点から見ると当社は日本企業とこの問題について割と交流しやすいのだと思います。

では、宝山鋼鉄の知的財産権管理体系について簡単に紹介させていただきます。

まず1番目は、宝山鋼鉄の知的財産権の管理体系についてご紹介します。

まず、宝山鋼鉄の知的財産権管理体系というのは3つの分野によって構成されております。まず、当社の本部と、それから当社の子会社に分布している管理機構です。当社の集団、あるいは子会社に分布している法律事務の管理機構は、主に以下の仕事を管轄しております。まず、知的財産権の保護、それから侵害行為に対する訴訟、あるいは損害賠償などの請求をすることです。2つ目は、知的財産権業務にかかわる会社の商標、あるいは企業名称の使用に関する管轄の仕事です。3番目は、知的財産権の譲渡、あるいは使用の移譲などに関する法律意見の提出など、そのような仕事をやっております。

先ほど日本の会社の皆さんとも話をしましたが、欧米の会社であれば法律事務所というのはすべての知的財産権の仕事を一元的にやっているとと思いますが、当社は欧米の企業と違っていて、その中の一部の業務を管轄しております。これは中国の企業の直面する環境と関係があると思います。私本人は法律の勉強をしてきました。大学では法律学部にも所属してござい

した。中国の大学の場合には通常文科系と理工系だけに分かれており、法律学部はどちらかという文科系の学部には所属されていません。ですから、特許などの問題について我々は専門的な知識を所有していませんので、専門的な特許の問題に関しましては当社の技術担当のスタッフが主に担当しております。これは中国の教育の体制と社会環境による結果だと思えます。

それから、我々宝山鋼鉄の中で知的財産権に関する問題に一番多く携わっている部分というのは、知識資産部という部門があります。それは当社の中で一番大きな子会社である宝山鋼鉄株式会社の中に設置されております。この部門の仕事というのは、我々の主要業務である鉄鋼生産業に関連する特許、あるいは企業秘密などの管理の仕事をやっております。

3つ目、知的財産権とかかわる部門というのは、公共関係部と企業文化部です。この2つの部門の職責というのは宣伝、つまり広報をする際にいかに当社のブランド、あるいは企業名称を使うか、ということについて担当しております。このスライドにも書いてありますけれども、このほか間接的に知的財産権と関連のある部門がもう一つあります。それが人的資源部です。それでは、人的資源部はなぜ知的財産権にかかわりがあるのか、説明をしたいと思います。

本日ご臨席の皆様も知的財産権関連の仕事を担当しておいて、同じ感じを持っていると思いますが、会社の知的財産権の保護というのは、一つは技術的な保護措置、もう一つはスタッフの意識に頼っております。現在、当社は従業員に対して守秘契約、あるいは競争同業他社への転職制限契約などを制定することで、このような知的財産権の保護に努めております。このような仕事は当社の人的資源部が担当しております。このほか生産、要は製造部門、技術部門のスタッフも実際知的財産権の創造者であり、創造者であるとともに直接的な利用者でもあります。ですから、このような部門の従業員たちも知的財産権と関係のあるスタッフだと思えます。

私はこの法律事務の管理機構の中に仕事を担当しておりますので、本日は我々の法律事務の管理機構においてどのような知的財産権の保護をしているのか、それについてご紹介したいと思います。

先ほど私も紹介をしましたけれども、我々の法律事務の管理機構というのは主に宝山鋼鉄という商標と企業名称の管理に携わっております。それでは、宝山鋼鉄の商標と企業名称の管理制度についてご紹介したいと思います。

まず、我々集団会社、つまり宝山鋼鉄本部に法律事務管理制度をつくりました。本部と子会社の法律事務部は商標、企業名称、特許などの知的財産権に関連する法律事務など、社内の法律実務を管理する専属の部門であることを決めました。ここの管理制度の中に書かれている特許に関連する法律事務というのは、主に権利侵害、あるいは権利の譲渡に携わる業務を担当し

ておりまして、通常の出願とか、あるいは通常の維持とかの業務については宝山鋼鉄株式会社の知識資産部が担当しております。

この法律事務管理制度に従いまして、当社は新たに「商標管理弁法」を作りました。我々の法律事務部は、この「弁法」に基づき、会社の商標登録、変更、使用、使用許諾、譲渡、継続、保護及び関連のトラブルなどの処理を統括的に行っているということです。同じく、工商法律事務管理便法も社内につくりまして、宝山鋼鉄という企業名称を会社の無形資産として保護をしております。

それでは、宝山鋼鉄において商標の登録と管理の状況についてご説明したいと思います。

宝山鋼鉄の商標登録も平坦な道を歩んできたのではなく、かなり波瀾万丈な過去がありました。なぜかという、これは中国の法律の変動とかなり深い関係があったからです。このスライドの左上に書いてあるBのマークと、それからバオスチールのマークはいずれも当社の商標です。これは当社の登録商標で、このほか中国語で宝鋼という2文字の商標も登録しました。10年前に会社が商標登録をする際には、いろんな法律の壁とぶつかりました。そのとき当社は正式な名称は宝山鋼鉄集团公司で、簡略して宝鋼と言われていました。

中国の登録の際に、法律では次のように定められています。まず、行政に定められた地名プラス会社の名称、それから会社の性質など、それがないと登録できないという規定があります。そのとき実際、企業名称はなかったんです。なぜかといいますと、宝山鋼鉄公司、宝山は行政の地名、鋼鉄は業界の内容、それから公司（会社）というのは組織の形式です。ですから、企業名称は存在していなかったです。その当時、当社は「宝鋼」という2文字の商標を登録するという申請を出しましたが、その当時の商標局に却下されました。その理由というのは、商標法の第11条の規定によると、品質の評価に対する文字、あるいは通用の名称が商標登録に使われてはいけないという規定があります。それに対して宝鋼というのは、宝というのはよい意味で、褒めるというところ、そういう意味であり、鋼というのは業界の通用名称、ですから最初の登録は商標局から却下されました。

仕方なく、一番最初に登録した商標というのは「宝光」というものでした。「宝光」というのは、宝山鋼鉄の「宝鋼」とは上海語で発音が類似していますので、「宝光」という2文字の商標を登録しました。しかし、当社の社名が直接登録できなかったことについて、我々は納得できませんでした。98年に上海の鉄鋼業界において大きな変動がありました。企業の再構築がありました。それに伴って、宝山鋼鉄集团公司が誕生しました。そして宝鋼という商標、企業名称が生まれました。

その当時、当社は改めて宝鋼鉄、要はつまり宝鋼という2文字の商標を再登録したいと考えました。我々は国家の商標総局に対しまして、次……（テープ交換）……よく海外からのファクスとかメールで、バオスチールの間にスペースをあけて書くケースがあります。実際それは間違っている表現で、我々の「バオスチール」というのは一つの単語です。そして、それ以来、当社は発展計画のある分野においてそれぞれ3つの商標を登録しました。それはBの商標とバオスチールと、それから漢字名の宝鋼という商標です。2005年に当社の宝鋼というブランドは商標総局から国家の著名商標として選ばれました。ですから、当社の知名度は業界、国内だけではなく、海外においても非常に上昇しました。

第三者の悪意登録を防ぐために、当社は国内商標の延長登録をしました。当社は主力商品、あるいはメイン業務、あるいは今後の発展戦略と関連のある分野を選び出して、これまでに135件の宝鋼の商標を出願・登録しました。我々宝山鋼鉄は国内の商標登録を重視すると同時に、海外での出願と登録も大変重視をしてきました。特に自社製品の輸出対象国から18の国と地域を選び出して、それぞれ54件の宝鋼の商標の登録を出願しました。2003年の年末からこれらの18の国と地域で54件の宝鋼商標の登録を出願して、現在までには合計49件が認可されました。

当社の本部の法律事務管理部と子会社の事務管理部は、いずれも当社の商標管理の職責部門であります。当社はこれから商標戦略を発展したいと考えておりますので、先ほど講演をいただいた弁護士徐先生とも相談をして、今後当社はいかに商標戦略の発展をはかってゆくかについてこれから検討する話ということです。今後はさらなる調査を実施することによって、当社の商標戦略の完備に向かって努力していきたいと考えております。商標管理の成績としまして、これまでに我々宝山鋼鉄は一連のこのような表彰をいただきました。宝鋼の商標は、これまで数年間、上海市著名商標として認定された以上、2005年7月に国家の工商管理局商標評価審査委員会から中国馳名商標としても認定されました。

これからは宝山鋼鉄の商標権の保護の業務について簡単にご説明したいと思います。

私は日本語は全然読めませんが、ただし先ほどの経済産業省の担当者のPPTを見まして、その中の漢字を一部理解しておりました。つまり日本の方々も知的財産権、商標権の保護について大変努力していることはよく理解しております。知的財産権の保護というのは、どの企業にとってもかなり困難な仕事であって、煩雑な仕事であると理解しております。中国の法律のフレームの中で、知的財産権を管理する行政部門が多数あります。ですから、これは我々企業にとって大変利用しやすい資源ですので、我々企業としましてはいかにこの資源を活

用することが大事だと思います。

私は本日の会議に出席する前に、ちょうど宝山鋼鉄の商標権保護の業務を1件解決しました。それは華東地区にある、ある省のT S Bが検査の中で我々宝山鋼鉄の鉄鋼製品の模倣品を押収した事例です。その模倣品をつくった会社は、我々宝山鋼鉄の商標を使っただけではなく、我々の品質、検査レポートまで偽造をしました。ですから、T S Bからはこの真贋識別の要求がありました。このT S Bからの識別の要求に対応しまして、我々は非常に積極的な対応をしました。もちろん、これらの模倣品は上海以外の地域であって、それから量もそれほど多くありません。ですから、実際かかるコストは高いと思います。しかし、やはり模倣品の影響は悪いので、当社の商標の影響力を考えて、我々はこのコストを余り重視しないで、結局T S Bに対して非常に大きな協力を与えたわけです。

それから、我々日ごろもクライアントから我々の宝山鋼鉄の模倣品に関する収集に努めております。その市場の情報から模倣品の摘発の糸口をつかむということは大変力を入れております。数年前の事例ですけれども、当社はクライアントからの情報を得て、そして現地の公安局の協力のもとで、我々の商標の偽造者に対して非常に厳しい打撃を与えたことがありました。それから、この事例というのはそれから上海市公安局の典型的な事例として選ばれました。ですから、知的財産権の保護に関しましては、まず調査機関の協力、要求に対しましては、積極的に対応しなければいけないと思います。

もう一つは、現在会社の持っている資源を十分に活用して対応しなければいけないと思っております。企業、自分一社の力では権利は到底保護できないと思います。以上が宝山鋼鉄の商標権保護に関する説明でした。

次はもう一つの仕事、宝山鋼鉄の企業名称の保護についてご説明したいと思います。

企業名称の保護については、実際宝山鋼鉄はある程度の対価を払ってから、初めてその重要性を認識したわけでございます。本日ご臨席の皆様は宝山区に行ったことがありますでしょうか。もし行ったことのある人でしたら必ず覚えているのは、その地域において宝山鋼鉄、あるいは宝鋼という2文字の看板がたくさん存在しているということです。例えば、中国の大手銀行は大体宝鋼支店を持っております。このほか宝鋼病院、あるいは宝鋼ショッピングセンターなどがあります。ところで、これらの宝鋼という名前が入っているところは、実際宝鋼、宝山鋼鉄と何らかの関係もないし、全く資産、あるいは子会社でもありません。これらの企業は宝鋼という看板を掲げているので、社会公衆に誤認させて、この会社は宝山鋼鉄と何らかの関係を持っているのではないかと思われるということです。

これは実際に当社の信用度にある程度影響を与えております。例えば、一部の市民が宝鋼という名前の入っている会社と契約をして、結局その会社が契約違反をした際に、この市民たちが我々の会社に来まして、宝山鋼鉄が違約したというクレームがありました。実際調査したところによると、この契約した会社は当社と全く関係のない会社だった、そういう話です。ですから、それから当社は商標と企業名称には緊密な関係があることを改めて認識しました。企業名称が侵害されたら商標も必ず侵害されると思います。

ですから、当社はこの企業名称に関連して大変厳しい規定をつくりました。つまり当社が100%（株）を持っている会社、あるいは筆頭株主となっている会社、あるいは実際に支配権を得ている会社のみが当社の同意を得て、初めてその企業の名前に宝山鋼鉄の名前を入れることができます。当社が一部の株を参加する会社については、宝山鋼鉄の名称を使ってはならないと決めています。子会社が100%株を所有する会社、あるいは筆頭株主となっている会社、あるいは実際に支配権を得ている会社が宝山鋼鉄という名称を入れる場合には、次の条件を満足した上で、かつ当社の同意を得ればまだ可能という話です。

先ほど条件の満足という話がありましたが、主に3つの条件があります。まず1つは当社の発展計画の方向にふさわしいこと、2番目は技術が先進的、あるいは製品、もしくはサービスが優良であること、そして3番目が資産の運営、アセットマネジメントの指標が当社の要求に満足している場合ということです。当社は現在、積極的に企業の合併吸収を行っておりますので、その合併吸収というのはほかの企業を買収することもあるし、自分の持っている子会社を売ることもあります。実際に株式譲渡をした場合は、その宝山鋼鉄を引き続き使用できなくなります。

当社は、原材料メーカーとしましては、どちらかというとならば商標よりも企業名称のほうが重要であると思います。つまり、当社の製品は一般の日常商品ではありませんので、買う人はどこの会社がつくったのか、それだけを重視しております。我々は工商行政管理局に行きまして、実際に宝山鋼鉄という企業名称を使っている企業のリスト、印刷の調査要求を出しました。その企業リストを見てみたら、その中で実際当社と何らかの関係もない会社が若干存在しております。これは歴史的な原因によって形成された問題ですので、今後もこれらのかかわりのない企業に対していろんな措置をとりたいと考えています。

そして、今後の侵害対策としましては、我々は工商局に対しまして今後企業の名称の登録の際に宝山鋼鉄を入れる場合は必ず当社の同意を得なければいけません。工商局も当社のこの要求を認可をいたしました。工商局とのこのような連動体系によって、宝山鋼鉄という企業名称の無

断使用をかなり効果的に防止できました。この数年間の成績を見てみたら、かなりいい結果が出ております。

私の話は、これまでに当社の行ってきた商標管理、それから企業名称の管理の内容をご説明いたしました。これといったノウハウではありませんので、皆様がよりよい経験を持っていると思いますから、ぜひ当社に伝えてください。今後とも皆様と一緒に知的財産権に関して一緒に頑張っていきたいと思いますので、またぜひ交流いたしましょう。ありがとうございました。
(拍手)

質疑応答

○司会 陸様、どうもありがとうございました。

そうしましたら、時間もまだ若干ございますので、質疑応答の時間とさせていただきたいと思います。ご質問がございます方、また挙手と会社名、お名前を言ってご発言いただければと思います。ご質問等ございます方、挙手をお願いできますでしょうか。

○伴 住友金属の伴と申します。同じ業界に所属する者ですが、2件質問させていただきます。まず1つ目は、宝鋼という商標が中国の著名商標として認定されたというご説明があり、その中で、評価審査委員会から認定されたというご説明でしたが、これは、何か係争事件があって、その中で著名だと認定されたということでしょうか。

もう一件は、これは差し支えなければご教示いただきたいことですが、最後の説明部分で、既に登録されている「宝鋼」を使った企業名称の企業に対して、何らかの措置を考えているというお話でしたが、どういう手があるのか、もしアイデアがございましたら教えていただきたいと思いません。

○陸 まず1点目のご回答ですけれども、おっしゃるとおりです。現在は中国の工商局の著名商標評価委員会は単独に著名商標を選ぶようなことはしておりません。どっちかという裁判所、あるいはその評価委員会が、ある権利侵害の案件で著名商標を選ぶということになります。実際、当社もこのような事例の一つとなっています。当社は一つの企業から鉄鋼のロール材料の権利侵害を受けて、それから国家の工商、商標局に異議を申し立てて、結局著名商標として選ばれたことで勝ち、相手の商標が取り消されましたという話です。

2つ目の質問に対しまして、中国の法律によると、一たん著名商標と選ばれた場合に、先ほど私が紹介した便乗乗り、あるいは悪意の登録に対しましては、5年さかのぼってその異議の申し立てができるわけです。

ところで、我々は78年にできた会社ですから、もう30年の歴史を持っております。宝山鋼鉄以外にも鞍山鋼鉄、武漢鋼鉄、それを簡略して鞍鋼、武鋼ともいいますが、これらの会社は当社よりも悠久な歴史があります。鞍鋼、武鋼にしても、それを企業名称、あるいは商標として使う場合はまだ歴史が浅いのです。ですから、現在の法律の枠組みではこれらの歴史的な原因による問題を根本的に解決することはなかなか困難だと思っております。

現在我々のやっていることは、国営の大企業、例えば銀行、あるいは大きな会社と相談をしまして、宝鋼という名前を放棄するように勧めております。このほか、これらの大企業とか銀行も当社と協力関係がありますので、自分たちがこういう名称を放棄するケースも実際あります。

ところで、すべてを解決することは現段階ではやはり法律上の障害がありますから、できないと思います。今後は商業的な手段を取り入れて解決したいと考えております。

○伴 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ございますか。

○岳 TOTO中国の者ですが、1点確認をしたいことがあります。先ほどリック先生がおっしゃる中で、工商行政管理局が個人あるいは企業から宝山鋼鉄の名前の入っている登録申請を受け取った場合に、必ず事前に宝山鋼鉄に問い合わせをした後に初めて同意するかどうかを決めます。これについては、やはり宝山鋼鉄は上海の地元では大きな企業ですので、だからこそ工商局が特別扱いをしてくれることですか、お答えください。

○陸 工商局からこのような扱いというのは、当社が上海、地元の大企業だからといって、そのような特別扱いをしているわけではありません。なぜかという、やはり当社は国家から著名商標として認定された企業ですので、工商局は事前に権利侵害の行為を防ぐためという角度からこのような保護措置を取り入れています。そうしないと、また後から異議の申し立てが多いですから、かえって工商局の人たちも仕事がふえてしまいますから、ですからこれを考えて我々がこのような関係を保っております。

○岳 つまり、これは1社だけではなく、制度として実際に存在している保護措置ですよ。

○陸 そうです。

○岳 先ほどの事例紹介の中で、宝山鋼鉄の企業名称、あるいは商標を盗用する会社は、主に上海市内の会社だというふうに聞いておりますが、実際のところ、上海市以外の地域でこのような商標の盗用、あるいは企業名称の盗用の状況はありましたでしょうか、教えてください。

○陸 企業名称の登録と商標登録は異なります。商標登録はいざ登録したら、全国で有効とな

ります。しかし、企業名称の登録はこの登録した行政エリア内において有効となるわけです。特に今、企業名称の登録はオンラインになっておりませんので、ですからほかの地域で宝山鋼鉄という企業名称が登録されてもおかしくないと思います。しかし、現時点ではほかの地域においてこのような企業の名称登録はまだ発見しておりません。

○岳 ありがとうございます。

○司会 ほかに。

○分部 すみません、経済産業省の分部でございます。

今の点についてちょっと追加的に1つ教えていただきたいのですが、制度として存在しているというのは、これは国全体、上海市の特別の条例ということですか、それとも中国全体の法律ということでしょうか。

○陸 これは上海市の規定ではありません。中国の国内であればみんな一緒の取り扱いとなります。もちろん企業はこの法律の執行部門とよいコミュニケーションをとる必要があると思います。

○分部 あと1点、簡単な質問ですけれども、模倣品の対策をとられるときに御社は調査会社を活用されていますか。日本企業は多く調査会社を活用して証拠収集をして、行政機関の申し立てをしたりするのですが、御社がどのような形で対策をとられているのか、教えていただければと思います。

○陸 実際、調査会社ということ……（テープ反転）……怪しいというか、異議があると思います。我々はまず回答としましては、宝山鋼鉄は調査会社を一切使っておりません。現在では調査会社とか、あるいは探偵会社とかいろいろありますけれども、実際これらの会社が工商登録をする際には、調査とか探偵とか、そういう名前を使っていないと思います。ですから、中国の法律の体系においてはこの調査会社、あるいは探偵会社の合法性について、まだ少し疑問があると思います。

個人的な見解ではありますが、クライアントからの情報収集という方法は一番いい方法だと思っております。なぜかといいますと、お客さんはいろんなチャンネルを持って、いろんなマーケットとつき合っておりますので、そういうところからの情報は非常に有意義だと思います。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。時間もそろそろ過ぎておりますので、これでリクさんの講演を終わりたいと思います。リクさん、どうもありがとうございました。（拍手）

そうしましたら、以上で議事次第のプログラムは終わりなのですが、最後に上海IPGに

ろいろな形で多大なるご貢献をいただいた方で、帰任等の理由によって今回が最後のご出席となられるという方よりごあいさついただきたいと思っております。

まず、北京のIPGのグループ長を務められておりましたトヨタの加茂様、一言だけごあいさついただけますでしょうか。

○加茂 ただいまご紹介にあずかりました加茂でございます。

議事次第にないので、はっきりないものだと思って安心していたのですが、2005年2月に中国に赴任しましてもうすぐ3年と10カ月。公式には2009年1月1日付で帰任になりますので、3年11カ月で帰任することになります。

IPGとのつながりは、2004年9月に出張でこちらに来たときにたまたま参加させていただきまして、それがIPGとの初めてのつながりです。北京のIPGに出たときに、「上海のほうに先に出たんですね」という責められ方をしまして、今回またこちらで来週また北京のIPGであいさつすることになっているのですが、「上海で先にあいさつしたんですか」と、また責められそうな感じがしています。

模倣品対策ということで何回か講演させていただきました。2005年に来た当初、「日本並みもしくは欧米並みになるまで恐らく30年かかるでしょう」というあいさつをさせていただきましたが、今ではあと50年かかるのではないかと思います。ただ、やはりこういう集まりで皆さんが一緒になって活動することで力が大きくなっていると思います。来た当初に比べると随分発言量もふえていますし、活動も多岐にわたって活発になってきたのではないかと思います。こういう活動を続けていくことで、もっと効果的、かつ効率的な対策ができていくのだろうというふうに思っていますし、この活動をぜひ拡大して、皆さんが「私がやるんだ」という気持ちで参加していただかないといけないのかなというふうに思っています。

特に上海ベースでワーキングがいろいろできています。このワーキングの活動というのが大変今活発になっていまして、これがやはり参加意識というのを醸成しているのではないかと思います。ですからそういう形で、特に上海はエンフォースメントに強いところがありますので、ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。皆様のご活躍を陰ながらお祈りいたしております。

多分、日本に帰ってもこういう仕事から抜けられないのではないかなと思っていますので、またどこかで支援できる場所があればさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 引き続きまして上海IPG設立からグループ長、そして幹事ということで、本当に長

年多大なご貢献をいただきました住友化学の津田様、今回が参加の最後ということになるとお聞きしています。ぜひ一言ごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。
○津田 住友化学、津田でございます。

2002年スタートのときから上海IPGの運営幹事をさせていただき、長い間、皆様にお世話になり、本当にありがとうございました。このIPGの今までの活動内容、および活動の範囲のクオリティー/質の改善が著しく、ホップ・ステップ・ジャンプと中身も変わってきています。上海IPGの理念とか今後のビジョンを幹事会でいろいろ討議していますが、最初は模倣品の商標関係ですが、その後種々の課題がありご多岐にわたってっております。また上海IPGは最初スタートしたときは私も含めて全くの素人、知的財産のところはわからない、そういう状況でスタートしました。7割か8割が営業現場の人で、知財のことはわからない、どうしたらいいのかわからないということで、ジェトロ様のご支援をいただき、現在まで一步一步皆さんで築き上げてこられたと思います。

今やこの運営幹事も半分の方は専門の方いらっしゃいます。また、今ここにご参席の皆さん方も半分以上が知財の専門家の方ということで、上海IPGの一番最初のときから見ますと大きな変貌を遂げ、また日本政府からも、また中国政府からも非常に強力なサポートをいただいております。本当に皆様のおかげでここまでこれたと思います。また今後の上海IPGの発展を心から祈念いたします。長い間、ありがとうございました。ご挨拶とさせていただきます。

(拍手)

○司会 お二方にIPGとして非常にささやかですが贈り物がございますので、お受け取りください。どうぞ前のほうに。(拍手)

本当に、日本でもぜひこれからもますますご活躍いただきたいと思います。どうも本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

これで本日の会合を終わりにしたいと思います。これからまた情報交換会ということで、立食形式の懇談会場を用意してございます。通常行われますエレベーターホールの反対側、BANYAN+MAPLEという部屋での立食形式となっております。ご参会いただく方は受付のほうで、また参加費用150元となりますけれども、お支払いいただいでご参会いただければと思います。

以上で本日の会合を終わりにします。時間が若干延びてしましまして申しわけございませんでした。どうもありがとうございました。(拍手)